



会議レポート

Winny 事件を契機に情報処理技術の発展と社会的利益について考えるワークショップ

Winny と呼ばれる P2P (Peer to Peer) ソフトの作者が「著作権法違反幫助容疑」で京都府警に 2004 年 5 月 10 日逮捕された。この事件を巡ってさまざまな問題が提議されている。(社) 情報処理学会と情報ネットワーク法学会は Winny 事件を契機に情報処理技術の発展と社会的利益について考える機会を提供する目的で、2004 年 6 月 28 日に東京電機大学神田キャンパスにおいてこのワークショップを企画したところ 300 名以上収容可能な会場が満員になるほど盛況な催しになった。

冒頭、東京電機大学の佐々木良一教授からこのワークショップを開くことになった経緯が説明された。情報処理学会セキュリティ委員会、情報ネットワーク法学会では、この問題はかねてから議論されてきたが、両学会において賛否両論がある。そこで、ニュートラルな立場からこの問題を公開の場で議論したいという意味の説明であった。

このワークショップは以下の 3 部から構成されていた。

第 1 部 科学技術・産業論的観点：司会 佐々木良一 (東京電機大学)

- ・「P2P 技術の動向と Winny の機能と構成」
宇田隆哉 (東京工科大学)
- ・「ネットワーク管理者からみた P2P 技術」
岡村耕二 (九州大学)
- ・「P2P において不正コピー防止は可能か」
丸山 宏 (日本 IBM)

第 2 部 法律論的観点：司会 落合洋司 (弁護士/イージス法律事務所)

- ・「ネットを用いた P2P ファイル交換を巡る日米における従来の裁判の動向」岡村久道 (弁護士/英知法律事務所)
- ・「P2P ソフトウェア (winny) 開発者の刑事責任に関する



図-1 会場の様子

る問題点」 壇 俊光 (弁護士/北尻総合法律事務所)
・「Winny (幫助) 事件・・・公開情報から見た権利団体の見解等について」

落合洋司 (弁護士/イージス法律事務所)

第 3 部 パネル討論：司会 佐々木良一 (東京電機大学)

パネリスト：岡村耕二、丸山宏、岡村久道、壇俊光、落合洋司、瀬川典久 (岩手県立大学)

議論は広範な領域に広がった。それらのすべてに言及するのは限られた紙面では困難であるので、いくつかの観点からまとめてみる。なお、以下の記事は講演とフロアの意見をまとめたものである。

■科学技術的観点

Winny の機能が報告された。

Winny について一般的に言われていた次の機能については誤解があり右辺が正しい。

- ・ノードの IP アドレスは暗号化され秘匿されている。
→ 解読可能。
- ・通信内容は暗号化されているので解読困難。
→ 通信内容を暗号化している共通鍵が、通信内容に添付されているので解読は容易。

Winny には以下に示す、P2P としてこれまで実現されていなかった有意義な技術が実装されている。

・クラスタ

インターネットの問題はダイレクトリシステムがないことであり、それを補うために検索エンジンが登場したが、ネットワーク全体が平板な構造であるために検索効率が悪い。クラスタ概念の採用により必要なファイルがより近くに存在する確率が高くなる。これはインターネットの効率の悪さに対する 1 つのソリューションである。

・サーバレス

単なるサーバレスではなく、中継ノードがプロキシとして働くのでトラフィックが分散され効率が良い。

・プロキシ的機能（中継機能）

ダウンロードとバックアップの効率化を行う。

・プライバシー保護

簡単な機能は実装されている。

・Winnyの動作はネットワーク上で検知可能

コネクション確立時に独特のプロトコルを用いるので容易に検知可能。

これらの技術のうち、IPアドレスの暗号化については「匿名性」の観点から好悪議論がなされた。法律論的議論ではなく好悪議論になるところがこの分野の特徴といえる。Winnyにおいては、上記したように匿名性は保障されないことが会議冒頭で報告されている。しかし、一般論として「匿名性」がインターネット上での問題を引き起こしているという観点と、通信の秘密は憲法に保障されている権利であるという観 pointsの対峙は最後まで解けることがなかった。

■産業的・経済的観点

総務省の平成16年IT政策大綱は公共分野でもP2Pを活用することが謳われていることが紹介され、一方、P2Pをどのようにして産業でも活用できるかが議論された。

P2P回りの議論として以下の点が挙げられた。

- ・人間同士の情報交換の優良な手段を提供している。携帯電話でできることはすでに飽和している。P2Pは新たな可能性を提供する
- ・産業を支える新しいサービスを提供する。家庭はブロードバンド化されたが、料金は安価なものである。しかし、バックボーンには莫大な投資がなされている。P2Pはこの投資を支える新しいサービスとなる可能性がある。
- ・零細なクリエイターの活動発表の場となり得る。
- ・ネットワーク上の直接取引により中間マージンが発生しない。
- ・社会はファイル共有ソフトを前提にしたビジネスへの転換期にさしかかっている。
- ・海外では同種のファイル交換システムが適法とされており、開発競争が始まりつつある。
- ・ソフト産業においては輸入が輸出より2桁多い。日本のプログラムは時間単価で働いている状況である。そのような状況の中で世界に誇れるソフトが出て欲しいものである。
- ・企業において使い方も考えることが可能ではないか。現にWinnyを用いて動画クリップの配信をサービスする企業が存在した。
- ・100%セキュアなシステムは存在しない。情報セキュリティはリスクマネジメントの問題として認識する必要がある。
- ・「尖った」技術開発をディスカレッジすることは得策ではない。

■法律論的観点

- ・侵害使用と非侵害使用（公正使用）の両方がある場合の問題
 - あらゆる技術には悪用の危険がある。コピー機、自動車、たばこ、ビデオデッキ、刃物、など
- ・その両者をどこで線引きするかの問題
 - 刃物一般と日本刀、椅子一般と電気椅子
- ・一旦リリースした技術が管理できるかどうかの問題
 - ナプスタ訴訟ではサーバで侵害使用を管理できるのでその手段を実装するまでの間、使用を差し止められた。Winny型のグロクスター・モーフィアス訴訟ではリリースした道具は管理不能なので無罪となった。
- ・誰を訴えるかの問題（正犯と共犯）&法技術的な問題
 - 日本ではナプスタ型のファイルログ訴訟でサービスプロバイダが正犯とされた。これは日本の法体系では正犯でなければ差し止めができないことに起因している。米国ナプスタ訴訟では利用者が正犯とされた。このため、全米レコード工業会（RIAA）は、利用者の大量訴訟に戦術を切り替え幼児まで訴える事態を惹起した。
- ・幫助の成立範囲の問題
 - Winny訴訟では幫助の要件が成立しているか疑義がある。
- ・「故意」、「挑発」の問題
 - 法律的要件を満たしているか疑義がある。
- ・裁判所が持つ技術的知識の問題
 - 民事では専門委員制度ができ専門家がアドバイスできるようになったが、それ以外ではいまだしである。
- ・著作権法という小さな枠組みで科学技術の将来を縛る問題
 - この問題は法律全般の中では万分の一にもならないような小さな領域の問題であり、本来このような社会的問題として大きく取り上げられるような重大性を持つものではない。
- ・著作権法そのものの問題
 - 公衆送信権の過剰性
 - WIPO条約批准に伴い日本で規定されたが、刑事罰に処するという条約ではない。
 - 量刑の矛盾
 - 重い犯罪が軽い刑
 - 定義の問題
 - 自動公衆送信の定義、公衆の定義

■社会的観点

通信の秘密の保障と匿名性が引き起こすインターネット上での問題について議論された。フロアからのこれに関する典型的な質問は、「Winnyはなぜ2chのような『ブラックマーケット』でリリースしたのか？」という問題提議であった。パネリストから、「2chは『ブラックマーケット』ではありません」と回答されてこの議論は終わったが、ここに典型的

に示されているように、法律論と感情論が入り乱れた議論が対峙したケースが時々見受けられた。

論点は以下である。

- ・プライバシー保護：通信の秘密
データ内容、匿名性は保障されるべきである。
- ・ネットワークのコモディティ化
セキュリティをどのように確保するべきか。
- ・ボーダレスの問題
ネットワーク社会は特にボーダレス化が著しい。仮に日本で幫助罪が確定しても他の国で合法とされればそこから流入する。
- ・情報倫理に関する問題は古い問題である
秘密の URL、VPN を使う、P2P、ソフトイサーなどを用いネット上で著作権侵害を自慢するような事件は以前からあった。
インターネットの主たる利用者が若者であることから大学のシステム管理者の立場からも報告があった。それによると情報セキュリティへの対策は熱心に行われているが情報倫理への対策が後手に回っているということである。著作権侵害は外部からの「たれこみ」情報がなければ分りにくいことが原因の 1 つ。解決策は啓蒙活動を重点的に行うことであり、その実施例が報告された。
- ・九大は P2P を利用制限する方向にある
技術的に検知できないものは禁止できないが、Winny は通信確立の初期に独特のプロトコルを用いるので容易に検知可能。

なお、落合弁護士から、著作権保持団体へ主催者側から出席を要請したが、すべて辞退されたので議論できないという

お詫びと、公開情報からみた権利団体の見解についての法的解釈が報告された。

以上、技術としての Winny を評価する意見が続出し、佐々木座長からは、ぜひ、別の観点からの意見もというリクエストが数たび出されたが、上記した以外ほとんど出されなかった。さまざまな意見を十分戦わせることにより情報倫理、IT 関係の法制度等にかかわる問題を一部の技術者集団だけでなく広く社会に認知せしめ、健全な IT 技術の発展がますます促進されることを期待したのだが、その点では残念なことであった。しかし、アンケートでは、132 名中、130 名の方が、再度このようなワークショップを催す意味があると回答していることを記しておきたい。

最後にアンケート結果の若干の統計を掲げる。

アンケート回答者数；

情報処理学会会員	42 名
情報ネットワーク法学会会員	12 名
その他	78 名
計	132 名

	1 部	2 部	パネル
期待以上に参考になった	61	114	41
期待通り	198	196	41
参考にならなかった	76	56	6
それ以外	50	16	5

注：全項目に回答がされているわけではない。1 部と 2 部は、3 名の講演者に対する回答の合計

(天野真家／会誌編集委員)

会員サービスのご案内

会員の皆様に特典としてご利用いただける各種サービスをご案内いたします（本会 Web ページ：<http://www.ipsj.or.jp/06mem/kaiin/service-ta.html> 参照）。会員特典等にご意見ご要望等がございましたら事務局会員サービス部門（E-mail:mem@ipsj.or.jp）までお寄せください。

◆ ホテル（5～30%割引）

サンルートホテル、チサンホテル、ホテル法華クラブ、ワシントンホテル、JR ホテルグループ、東急ホテルズ、プリンスホテル、第一ホテルチェーン、JR 東日本ホテルチェーン、ガーデンホテルズ、三井観光グループ／ホテル、全日空ホテルズ、都ホテルズ&リゾーツ、ホテル京急グループ、ダイワロイヤルホテルズ、エイチアールエヌ、ウィクリーマンション東京

◆ UC 丸善アカデミックカード（10%割引）

◆ コンピュータソフト（株）パーシティウエーブ（教育機関所属の方はアカデミック価格で）

◆ 日本エアーシステム（20%程度割引）

◆ 日産レンタカー（35%程度割引）

◆ ニッポンレンタカー（最大 48%割引）

◆ パック旅行（3～5%割引）

ジェイティービー、日本旅行、近畿日本ツーリスト、東急観光、京王観光、ジャルパックサービス、エンターティメントエクスプレス